

広島市教育委員会事務
点検・評価報告書

令和3年3月
広島市教育委員会

目 次

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要	
1 趣旨	1
2 本市教育委員会における実施方法	1
II 点検・評価結果	
1 学校教育に関する事務	
(1) 教育課程、学習指導、生徒指導等に関すること	
ア 教育課程・学習指導に関すること	
(ア) 学力の向上 [重点取組項目]	2
(イ) 平和教育の推進 [重点取組項目]	8
イ 生徒指導に関すること	
(ア) いじめ・不登校等対策の推進 [重点取組項目]	12
(2) 学校における働き方改革に関すること	
ア 学校における働き方改革 [重点取組項目]	23
2 青少年の育成に関する事務	
(1) 青少年の健全育成等に関すること	
ア 放課後等の子どもの居場所の確保 [重点取組項目]	27
III 学識経験者の意見	
1 概要	31
2 聴取した意見	31
(参考)	
1 教育委員会の活動状況	
(1) 教育委員会議の開催状況	33
(2) その他の主な活動	37
2 教育委員会事務局・教育機関等	38
3 広島市立学校の児童生徒数等	39
4 図表一覧	40

(参考)

新型コロナウイルス感染症対策及びそれに伴う学びの保障に関する事務に優先的に対応するため、作成時期を後ろ倒しするとともに、重点取組項目（5項目）のみの報告書として作成した。

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、教育委員会において、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

2 本市教育委員会における実施方法

(1) 目的

本市の教育行政の充実に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的とする。

(2) 対象期間

平成31年度（令和元年度）とする。

(3) 点検・評価の構成等

ア 点検・評価の構成

(ア) 事務の目的・概要

(イ) 前回点検・評価における課題への対応方針

(ウ) 平成31年度（令和元年度）における管理・執行状況

(エ) 管理・執行状況に関する評価及び課題

(オ) 課題への対応方針

イ 重点取組項目

平成31年度（令和元年度）の重点取組項目としては、広島の子どもたちが「心身ともにたくましく思いやりのある人」としてその可能性を最大限に発揮する教育を目指す取組のうち、

(ア) 教育の基本である「確かな学力」の定着につながる取組項目として「学力の向上」、

(イ) 「平和を希求する心」につながる本市独自の特色ある取組項目として「平和教育の推進」、

(ウ) 学校における最重要課題の一つであり、子どもの命にも関わる取組項目として「いじめ・不登校等対策の推進」、

(エ) 教員が子どもとしっかり向き合い、個に応じたきめ細かな指導を行うための取組項目として「学校における働き方改革」

を、また、

(オ) 共働き家庭が増加する中、今後ますます重要となる子育てと仕事の調和に向けた支援のための取組項目として「放課後等の子どもの居場所の確保」

を選定する。

なお、重点取組項目については、項目の先頭に「**重**」を表記している。

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

令和3年2月16日（火）、次の教育に関し学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

（学識経験者）

- ・ 滝沢 潤 広島大学大学院 人間社会科学研究科 准教授

II 点検・評価結果

1 学校教育に関する事務

(1) 教育課程、学習指導、生徒指導等に関すること

ア 教育課程・学習指導に関すること

重

(ア) 学力の向上

第1 事務の目的・概要

児童生徒の基礎学力の向上を図るため、小・中学校の連携・接続の改善、「言語・数理運用科」及び小学校5・6年生での「英語科」の実施を主な内容とする「ひろしま型カリキュラム」を全小・中学校で実施する。

小学校1年生から小学校4年生までの前期4年間を「学びの基盤づくりと基礎の徹底」の時期と位置付け、読み・書き・計算等の基礎的な知識・技能の定着を図るとともに、小学校5年生から中学校3年生までの後期5年間を「思考力・判断力・表現力の向上と発展」の時期と位置付け、言語・数理運用科、小学校英語科を実施する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 小・中学校の連携・接続の改善

各中学校区の小・中連携教育研究会での取組を充実させ、正答率30%未満の児童生徒の割合を減らすための研究実践の充実を図る。

平成31年度（令和元年度）においては、個に応じた指導特別研究校（1中学校区）を指定し、個別の学習支援が必要な児童生徒に対して算数・数学に係る補充学習や家庭学習の充実を図り、基礎学力の定着を図る。

各指定校で開発・実践研究した成果については、公開授業研究会等を通して普及に努める。

2 「言語・数理運用科」の実施

各学校における「言語・数理運用科」の実施に資するため、単元指導計画のモデル等を示す。また、「言語・数理運用科」の名称について検討する。

3 小学校「英語科」の実施

指定校の実践を基に編成した「外国語活動」「外国語科」のカリキュラムに基づき、平成31年度（令和元年度）においては、「ひろしま型カリキュラム」の英語科の内容と国が示す指導内容に係る授業を3・4年生は年間15単位時間、5・6年生は年間70単位時間実施する。また、英語専科教員及び英語指導アシスタント（AIE）を配置した指導体制の更なる充実を図るとともに、教員の英語授業力向上を図るための研修会を実施する。

4 英語教育の充実

(1) 英語教育研究校の取組

英語教育実践研究校の研究成果を活用した対話的な言語活動に取り組み、英語によるコミュニケーションの場を学校生活の中で意図的に設けることを通じて、児童生徒の言語や文化に対する理解を深め、聞くことや話すことを中心としたコミュニケーション能力の育成

に努める。また、英語教育特別研究校（1 中学校区）を指定し、広島中等教育学校が開発し成果があった英語教育のプログラムに取り組む。さらに、英語教育研究校（2 中学校区）を指定し、英語教育特別研究校において成果を上げた取組を試行し、全校へ普及する。

(2) 中学校英語指導助手（ALT）の配置

生徒が生きた英語に触れる機会を創出するとともに、外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、ALT の計画的な配置拡大に努める。

(3) 英語教員育成研修

平成 27 年度からの 5 年間で実施してきた「グローバル化に対応した中学校英語授業力アップ研修」が平成 31 年度（令和元年度）で終了するため、新学習指導要領の全面实施に向けた次期英語教員研修の計画を策定する。

第 3 平成 31 年度（令和元年度）における管理・執行状況

1 小・中学校の連携・接続の改善

各中学校区の小・中連携教育研究会において、小中合同の研究会や研修会を計画的に行い、児童生徒の実態に応じた研究実践を推進した。

また、個に応じた指導特別研究校（1 中学校区）を指定して学び直しや繰り返し学習の教材開発、放課後等における学習支援に取り組み、個別の学習支援が必要な正答率 30%未満の児童生徒に対する算数・数学に係る補充学習や家庭学習の充実を図るとともに、公開研究会や実践発表を通じてその成果を全校に普及した。

2 「言語・数理運用科」の実施

言語・数理運用科では、思考力・判断力・表現力を向上させることを目指し、問題解決的な学習を行ってきた。こうした中、小学校では令和 2 年度から、中学校では令和 3 年度から、それぞれ全面实施となる新学習指導要領において、これまで言語・数理運用科の実施を通して育成を目指してきた資質能力が、各教科等の中でも育成していくことが明確に示された。これらのことから、総合的な学習の時間の中で、探究的な学習の過程を充実させるために言語・数理運用科の教材や学び方を生かすべく、「ひろしま学びの時間」を、新学習指導要領全面实施の年度から児童生徒の実態に応じて 35 単位時間の範囲内で学校裁量により実施することとした。

3 小学校「英語科」の実施

平成 29・30 年度の英語教育推進リーダー校（1 校）の実践と新学習指導要領において国が示す「外国語活動」のカリキュラムを基に、第 3・4 学年では「外国語活動」のカリキュラムを編成し授業を年間 15 単位時間実施した。第 5・6 学年では「ひろしま型カリキュラム」の英語科の内容と国が示す「外国語科」のカリキュラムを合わせたカリキュラムを編成し授業を年間 70 単位時間実施した。また、英語専科教員及び英語指導アシスタント（AIE）を配置した指導体制の更なる充実を図るとともに、教員の英語授業力向上を図るため、新学習指導要領に対応した研修会を 15 回実施した。

4 英語教育の充実

(1) 英語教育研究校の取組

英語教育特別研究校（1 中学校区）を指定し、広島中等教育学校が開発し成果があった英語教育のプログラムに取り組むとともにその成果を検証した。また英語教育研究校（2 中学

校区)を指定し、英語教育特別研究校において成果を上げた取組を試行し、公開研究会や実践発表を通じて全校へ普及した。

(2) 中学校英語指導助手 (ALT) の配置

令和4年度に向けて全中学校へのALT配置を進めており、平成31年度(令和元年度)は、英語教育特別研究校(1中学校区)、英語教育研究校(2中学校区)及びALT配置校(33校)にALT20人を配置し、その効果的な活用に係る実践研究を行った。

(3) 英語教員育成研修

中学校の全英語教員を対象とした「グローバル化に対応した中学校英語授業力アップ研修」(年間6日、平成30年度と平成31年度(令和元年度)は各5日)を、平成27年度から平成31年度(令和元年度)までの5年間で実施している。平成31年度(令和元年度)は64人が受講し、これにより平成27年度からの5年間で全英語教員延べ226人が受講した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 小・中学校の連携・接続の改善

全国学力・学習状況調査の結果を見ると、小学校の国語、算数及び中学校の国語において、平均正答率60%を上回っており、基礎的・基本的な学習内容は、おおむね定着していると考えられる。(図表1)

こうした結果は、全ての中学校区に設置している小・中連携教育研究会において、小学校と中学校が連携協力して、学力の状況等について分析し、授業改善を推進してきたことや、個に応じた指導研究校等の実践研究の成果を普及してきたことによるものと考えられる。

【図表1】全国学力・学習状況調査における各教科の平均正答率の推移

小学校 (％)

区分	国語						算数					
	A問題			B問題			A問題			B問題		
	国	県	市	国	県	市	国	県	市	国	県	市
H26年度	72.9	75.9	76.4	55.5	58.3	57.0	78.1	80.7	79.2	58.2	60.1	60.4
H27年度	70.0	73.8	72.9	65.4	69.7	68.1	75.2	77.7	76.4	45.0	46.7	45.7
H28年度	72.9	78.4	77.2	57.8	60.5	60.1	77.6	79.7	79.1	47.2	49.5	49.4
H29年度	74.8	77	76	57.5	61	60	78.6	81	79	45.9	47	46
H30年度	70.7	73	72	54.7	59	58	63.5	66	64	51.5	54	54
H31年度 (R元年度)	国		県		市		国		県		市	
	63.8		66		63		66.6		68		68	

中学校 (％)

区分	国語						数学					
	A問題			B問題			A問題			B問題		
	国	県	市	国	県	市	国	県	市	国	県	市
H26年度	79.4	80.1	79.0	51.0	50.9	49.8	67.4	68.4	66.9	59.8	60.5	59.7
H27年度	75.8	76.5	75.6	65.8	67.0	65.8	64.4	64.6	63.9	41.6	42.7	41.5
H28年度	75.6	76.6	76.1	66.5	67.9	67.0	62.2	62.1	61.0	44.1	44.8	43.2
H29年度	77.4	78	77	72.2	73	72	64.6	64	63	48.1	48	48
H30年度	76.1	76	76	61.2	61	60	66.1	66	65	46.9	46	46
H31年度 (R元年度)	国		県		市		国		県		市	
	72.8		74		73		59.8		60		59	

※ H29 以降の市、県の平均正答率は整数で公表されている。

※ H31 (R 元) から、A 問題 (知識・技能等) と B 問題 (活用等) という区分が見直され、知識・活用を一体的に問う調査問題に変更されている。

正答率 30%未満の児童生徒の割合は、小学校の国語で 12.9%、中学校の数学で 16.1%と、全国平均と比較してやや多い状況があり、正答率 30%未満の児童生徒の割合を減らしていくという点で、十分な改善が図られていない。(図表 2)

【図表 2】全国学力・学習状況調査における正答率 30%未満の児童生徒の割合の推移 (%)

区分	国語 (A 問題)					国語	算数 (A 問題)・数学 (A 問題)					算数・数学	
	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R 元)	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R 元)	
小学校	市	3.0	2.9	2.7	2.8	5.3	12.9	2.0	3.2	2.7	3.0	9.5	8.4
	国	4.0	4.7	4.0	3.0	5.8	12.6	2.3	3.5	3.3	3.3	10.3	8.8
中学校	市	2.5	2.3	1.3	1.9	2.2	4.5	8.4	8.6	10.8	10.7	8.5	16.1
	国	2.1	2.2	1.5	1.9	2.0	5.1	7.9	8.4	10.5	9.8	7.7	15.2

(2) 「言語・数理運用科」の実施

平成 30 年度に設けた「ひろしま型カリキュラム意見交換会」の意見を踏まえ、新しい名称を「ひろしま学びの時間」とするとともに、新学習指導要領全面実施の年度 (小学校は令和 2 年度、中学校は令和 3 年度) から、総合的な学習の時間において学校の裁量により、2～35 単位時間の中で実施できるように整理することができた。

(3) 小学校「英語科」の実施

英語教育推進リーダー校の実践を基に編成した「外国語活動」「外国語科」のカリキュラムが各校に普及したことにより、第 3 学年から第 6 学年までの系統性を意識した授業を実施することができた。また、新学習指導要領に対応した研修会を 15 回実施することにより、教員の英語授業力向上に資することができた。

(4) 英語教育の充実

ア 英語教育研究校の取組

英語授業の改善や英語を使う場の創出、校種間連携の推進等を通して、英語によるコミュニケーション能力の向上に取り組み、インタビューテスト (英検 3 級+準 2 級) の結果では、正答率が 6 割を超えている生徒は 78.9%、正答率 30%未満の生徒の割合は 0.4%であった。また、英語の授業に関するアンケートの結果では、「英語の授業で学んだことを、ふだんの生活で使ったり、学んだことがどのような場面で使えるのか考えたりしています。」、「ALT による英語の授業では、間違えることを恐れず積極的に自分の考えなどを話しています。」、「ALT による英語の授業では、問答したり意見を述べ合ったりなどしています。」、「外国の方 (観光客、留学生など) と英語で話す機会があれば話してみたいと思います。」の項目で、肯定的に回答した生徒の割合が 5 ポイント以上増加した。以上の結果から、一定の成果を確認することができた。

イ 中学校英語指導助手 (ALT) の配置

英語教育特別研究校及び英語教育研究校を含め 36 校に ALT を配置した。配置校において、ALT を効果的に活用した実践研究を行い、これを受けて各英語教員が授業改善を行ったことにより、外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケー

ションを図ろうとする態度を育成することができた。

ウ 英語教員育成研修

英語を用いた言語活動を通して、4技能の効果的な指導法等について、実践的な研修を実施することができた。研修の形態を講義の後に模擬授業を行うものとするにより、教員の研修内容の理解が深まり、教員の意欲の向上につながった。

2 課題

(1) 小・中学校の連携・接続の改善

各中学校区の小・中連携教育研究会での取組を充実させ、正答率 30%未満の児童生徒の割合を減らすため、教育実践の充実を図る必要がある。

また、令和 2 年度から全面実施となる新学習指導要領で小学校において教科化された英語教育『外国語科』『外国語活動』に対応する必要がある。

(2) 「ひろしま学びの時間」「言語・数理運用科」の実施

各教科との関連を図った探究的な学びを総合的な学習の時間において充実させるため、「ひろしま学びの時間」の好事例を普及する必要がある。

(3) 小学校「外国語科」「外国語活動」の実施

引き続き、英語専科指導教員を配置した英語教育研究校において実践研究を行い、その研究成果を基に英語教育の充実を図る。また、英語専科教員及び英語指導アシスタント(AIE)を配置した指導体制の更なる充実や、教員の英語授業力向上を図る必要がある。

(4) 英語教育の充実

ア 英語教育研究校の取組

引き続き、対話的な言語活動に取り組み、聞くことや話すことを中心としたコミュニケーション能力を育成するとともに、その成果を全校に普及する必要がある。

イ 中学校英語指導助手(ALT)の配置

引き続き、ALTの計画的な配置拡大を行い、生徒が生きた英語に触れる機会を創出する必要がある。

ウ 英語教員育成研修

平成 27 年度からの 5 年間で実施してきた「グローバル化に対応した中学校英語授業力アップ研修」が平成 31 年度(令和元年度)で終了するため、新学習指導要領の全面実施に向けた英語教員の研修について検討する必要がある。

第 5 課題への対応方針

教育の基本である「確かな学力」の定着につながる取組項目として、「学力の向上」を、令和 2 年度の重点取組項目とする。

1 小・中学校の連携・接続の改善

正答率 30%未満の児童生徒の割合を減少させるため、各中学校区に設置されている小・中連携教育研究会において、児童生徒の実態を各種調査の分析等を通して把握した上で、教科の指導等に関する研究テーマを定め、年 2 回以上の小・中合同研究会を行うなどの取組の充実を図るとともに、英語教育については、各中学校区で英語チームを必置とし、英語教育に関して小学校と中学校の教員がチームとなって、学習内容や授業方法の共有をする。

また、令和 2 年度は「個に応じた指導特別研究校」(1 中学校区)を指定し、算数・数学を中

心に、確かな理解につながるよう指導方法の工夫や放課後学習等を行った成果を、公開授業研究会等を通して普及に努める。

2 「ひろしま学びの時間」「言語・数理運用科」の実施

探究的な学びを総合的な学習の時間において充実させるため、「ひろしま学びの時間」の授業の単元計画等を各校に紹介し、好事例を普及していく。

3 小学校「外国語科」「外国語活動」の実施

英語教育研究校において実践研究を行い、その研究成果を基に英語教育の充実を図る。また、専門的な知識を有した英語専科教員の配置校を増やし、英語教育の早期化・教科化に対応する。

4 英語教育の充実

(1) 英語教育研究校の取組

英語教育実践研究校の研究成果を活用した対話的な言語活動に取り組み、英語によるコミュニケーションの場を学校生活の中で意図的に設けることを通して、児童生徒の言語や文化に対する理解を深め、聞くことや話すことを中心としたコミュニケーション能力の育成に努める。また、英語教育特別研究校（1 中学校区）を指定し、広島中等教育学校が開発し成果があった英語教育のプログラムに取り組む。さらに、英語教育研究校（4 中学校区）を指定し、英語教育特別研究校において成果を上げた取組を試行し、全校へ普及する。

(2) 中学校英語指導助手（ALT）の配置校の拡大

コミュニケーション能力の育成に重点を置いた英語指導への転換を図るため、ALT の計画的な配置拡大に努め、生徒が生きた英語に触れる機会を創出する。

(3) 英語教員育成研修

新学習指導要領の趣旨を実現するための英語教員研修を検討する。



(イ) 平和教育の推進

第1 事務の目的・概要

ヒロシマの被爆体験を原点として、生命の尊さと一人一人の人間の尊厳を理解させ、国際平和と文化都市の一員として、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成するため、各学校において、被爆体験者から直接話を聴く会や、平和を考える集い等の開催を重点的に行う。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 平和教育プログラムの推進

学識経験者、校長、教諭を構成員とした「平和教育プログラム検証会議」を開催し、平和教育プログラムの今後の方向性について検証する。

2 被爆体験を聴く会等の開催

被爆体験者の証言を映像記録として収集し、整理・保存する取組を進め、各学校で校内研修等において活用するよう校長会等で広報を行う。

3 平和を考える集い等の開催

平和記念日の意義についての指導及び8月6日に焦点を当てた平和を考える集い等の開催に向けて、各学校の取組が学校行事として特色ある取組になるよう校長会を通じて周知を図る。

4 こどもピースサミットの実施

広報紙「ひろしま市民と市政」や本市ホームページ等を活用して広報を行う。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

全中学校から平和メッセージの応募が寄せられるよう、校長会等において周知に努めるとともに、広報紙「ひろしま市民と市政」の活用や報道機関への情報提供などの広報を行う。

6 ひろしま子ども平和の集い

「ひろしま子ども平和の集い」の趣旨及び取組内容について、校長会等において周知に努めるとともに、平和のメッセージを発信する取組の充実を図る。

第3 平成31年度（令和元年度）における管理・執行状況

1 平和教育プログラムの推進

学習内容や指導方法等の充実を図るため、平和教育推進校に3校(小学校2校、中学校1校)を指定し、授業公開及び実践発表を行い、平和教育プログラムを基軸として地域の実態や学校の実情に即した特色ある取組を普及した。

「平和教育プログラム検証会議」を4回開催し、これまでの平和教育プログラムの取組を整理するとともに、平和教育プログラムの改訂の方針等を協議した。

2 被爆体験を聴く会等の開催

園長会・校長会において、被爆体験を聴く会の趣旨等を説明した。また、被爆体験者の証言を映像記録としてDVDに保存し、被爆体験者2人の映像記録を加えた計24人の映像記録DVD一覧を本市ホームページに掲載した。(図表3)

【図表3】被爆体験を聴く会等の実施状況（「こどもたちの平和学習推進事業」利用延べ数）

平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
156園・校	122園・校

3 平和を考える集い等の開催

文部科学省と協議を重ねた結果、平成30年度から、学校行事とすることで8月6日に平和学習を行うことができるようになり、8月6日に平和を考える集い等を開催した学校は、小学校135校、中学校46校であった。

4 こどもピースサミットの実施

4月には、平和についての意見書の募集及び「平和の歌声・意見発表会」の開催について、全市立小学校及び市内の国立小学校や私立小学校に案内した。また、6月1日号の広報紙「ひろしま市民と市政」や本市ホームページに掲載するとともに、プレスリリースを行った。その結果、全市立小学校に加えて、国立小学校1校、県立学校1校、私立小学校1校の参加があった。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

中学校長会において、平成30年度の報告や、メッセージ募集について周知した。

また、7月15日号の広報紙「ひろしま市民と市政」に、8月5日・6日のメッセージ発信について紹介する記事を掲載し、その両日の活動についてプレスリリースを行うとともに、事前研修及びメッセージ発信の活動の様子を本市ホームページに掲載した。

20人のメッセージャーを選出し、8月5日・6日に平和記念公園を訪れている海外の人と駐日大使等に、メッセージを発信した。

6 ひろしま子ども平和の集い

校長会や広報紙「ひろしま市民と市政」において平和の集いの趣旨等を周知した。

中学校2校、高等学校1校、特別支援学校1校、2団体（中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」、広島市高校生交換留学生）が参加し、平和記念式典に参加する他都市からの参加団体（7団体）とともに平和へのメッセージを発信した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 平和教育プログラムの推進

平和教育推進校の公開授業研究会に参加した教員が、平和教育プログラムの学習計画や参加体験型等の指導方法について理解を深めるとともに、研修成果を各学校に持ち帰り、平和教育の充実を図ることができた。

「平和教育プログラム検証会議」を開催し、検証の観点を基に平和教育プログラムの一部改訂の方針を整理することができた。

(2) 被爆体験を聴く会等の開催

被爆体験を聴く会等の開催が定着している。

(3) 平和を考える集い等の開催

全幼稚園、全小・中学校、中等教育学校、特別支援学校において、8月6日当日に平和を考える集い等を実施することはできなかったが、8月6日前後には、各幼稚園、学校におい

て、8月6日の意義や平和について考える特色ある取組を行った。

(4) こどもピースサミットの実施

広報に努めた結果、全市立小学校及び国立・県立・私立小学校から応募があり、応募者数は平成30年度に比べ39人増加し、学校における平和教育の取組として定着している。また、参加者数は約370人であり、平成30年度と比べて約30人増加した。(図表4)

【図表4】こどもピースサミット「平和の歌声・意見発表会」作文応募者数及び参加者数

区分	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
作文応募者数	10,877人	10,916人
参加者数(市民 及び保護者)	約340人	約370人

(5) 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

平和メッセージは27校、1,674点の応募があり、その中から20人のメッセンジャーを選出した。メッセンジャーは、中学校英語指導助手(ALT)や広島市高校生交換留学生を講師とした研修や、平和記念公園でのフィールドワークを行った成果を生かし、海外の人々に対して英語でメッセージを伝える活動を行った。こうした活動を通して、中学生の平和への意識の高揚や英語力の向上を図ることができた。(図表5)

【図表5】平和メッセージ応募校数及び応募点数(中学校及び広島中等教育学校)

区分	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
応募校数	34校	27校
応募点数	1,630点	1,674点

(6) ひろしま子ども平和の集い

参加した児童生徒から、「原爆の被害や平和のことが、以前と比べて分かるようになった」「私たちが次の世代に伝えるという大切な使命を受け継いだと感じた」等の感想が寄せられており、児童生徒が集いの意義を感じるとともに平和への意識が高まった。

2 課題

(1) 平和教育プログラムの推進

検証した今後の改訂方針を基に、作業部会において小・中・高等学校のプログラムの具体的な改訂案を作成する必要がある。

(2) 被爆体験を聴く会等の開催

被爆者の高齢化等により、被爆体験を聴く会の講師の確保が次第に難しくなっており、引き続き、被爆体験者の証言を映像として収集し、整理・保存に取り組む必要がある。また、被爆体験の確かな継承のため、各学校において被爆体験を聴く会等を開催するよう推進する必要がある。

(3) 平和を考える集い等の開催

従前のおり8月6日に平和学習を行うことができるようになったことを受け、各学校において8月6日に焦点を当てた平和を考える集い等をより充実させる必要がある。

(4) こどもピースサミットの実施

引き続き、広報活動により、広く市民への発信に努める必要がある。

(5) 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

応募校数が減少傾向にあるため、全中学校から応募が寄せられるよう、本事業の趣旨及び応募校の取組を周知する必要がある。

(6) ひろしま子ども平和の集い

今後とも、全国から応募が寄せられるよう、本事業の趣旨及び取組を広く周知する必要がある。

第5 課題への対応方針

「平和を希求する心」につながる本市独自の特色ある取組項目として、「平和教育の推進」を、令和2年度の重点取組項目とする。

1 平和教育プログラムの推進

「平和教育プログラム改訂会議」及び「作業部会」を開催し、小・中・高等学校のプログラムの具体的な改訂案を検討し、作成する。

2 被爆体験を聴く会等の開催

被爆体験の確かな継承のため、被爆体験者の証言を映像記録として収集し、整理・保存する取組を進め、各学校で校内研修等において活用するよう校長会等で広報を行う。また、校長会等を通じて、各学校において、被爆体験者や伝承者から直接話を聴く機会や、被爆体験者の証言の映像記録を活用した学習を行うことなどを促す。

3 平和を考える集い等の開催

平和記念日の意義についての指導及び8月6日に焦点を当てた平和を考える集い等の開催に向けて、各学校の取組が学校行事として特色ある取組になるよう校長会を通じて周知を図る。

4 こどもピースサミットの実施

広報紙「ひろしま市民と市政」や本市ホームページ等を活用して広報を行う。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

全中学校から平和メッセージの応募が寄せられるよう、校長会等において周知に努めるとともに、広報紙「ひろしま市民と市政」の活用や報道機関への情報提供などの広報を行う。

6 ひろしま子ども平和の集い

「ひろしま子ども平和の集い」の趣旨及び取組内容について、校長会等において周知に努めるとともに、平和のメッセージを発信する取組の充実を図る。

第1 事務の目的・概要

いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校の未然防止に向けた取組を強化するとともに、個々の状況に応じたきめ細かい支援の充実を図る。

特にいじめは、いじめを受けた児童生徒の人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、平成29年7月に発生した広島市立中学校の生徒の死亡事案のようなことを二度と起こさないという強い決意の下、「いじめに関する総合対策」について重点的に取組を推進する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

(1) いじめ・不登校等の未然防止に向けては、児童生徒に対し、教育活動全般を通じて、規範性を育む道徳教育や対人関係などへの適応感を高める協同学習、対人関係を円滑にするための知識や技術を習得させるスキル教育を行う。また、児童生徒に自らいじめの防止等について考えさせる取組を、児童・生徒会活動の中で実施する。

(2) いじめの早期発見・早期対応に向けては、「教育相談・支援主任」を新たに校内組織に位置付け、生徒指導主事との密接な連携により、教育相談の充実等を図るとともに、校内の「学校いじめ防止委員会」を中心として組織的に適切な対応を行う。

また、いじめに関する相談を受け付ける「ふれあい相談窓口」を設置し相談を受け付ける。

さらに、教員の指導力向上を図るため、いじめ問題に対する組織的対応の中心となる管理職、生徒指導主事及び「教育相談・支援主任」を対象に、いじめ問題に関する専門の講師を招へいた研修を行う。

不登校の対応では、未然防止のために、欠席が数日続いた児童生徒には、早期の家庭訪問を行い、保護者と連携して支援を行う。また、登校はできるが、教室に入ることが難しくなっている児童生徒には、各小・中学校の「ふれあいひろば」を、登校ができない児童生徒には、「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」を活用し、段階的な教室又は学校復帰や社会的自立に向けた支援を専門家と連携して行う。

また、小学校の生徒指導体制の中核を担う生徒指導主事を対象として、「生徒指導主事の役割と校内体制づくり」や「予防的生徒指導の推進」、「危機管理」等について、年間30時間の集中研修を行うとともに、各学校の教育相談体制の中心となる「教育相談・支援主任」を対象として、「予防的生徒指導の推進」や「教育相談の意義」等について、年間10時間の集中研修を行う。

(3) 暴力行為を繰り返す児童生徒の背景は様々であり、スクールカウンセラーや警察等の機関が連携して取り組んでいくことが必要であることから、引き続き、暴力行為が多発している学校に対しては、「生徒指導アドバイザー」や「生徒指導支援員」などを積極的に派遣し、当該児童生徒やその保護者に対して相談等の支援を行い、課題の早期解決を図る。

2 いじめの防止等に向けた体制強化

- (1) 各学校が「いじめ防止等のための基本方針」の見直しを進め、それに基づき、より実効性の高い取組ができるよう指導・助言を行う。

この基本方針に基づく取組を効果的に推進していくに当たっては、教職員の果たすべき役割が質的にも量的にも増大することを踏まえ、教員が児童生徒と十分に向き合うことができる時間を確保するため、働き方改革の取組を併せて推進する。

- (2) 各学校の教育相談等の取組の中心的な役割を担う「教育相談・支援主任」については、資質向上のための研修を計画的に行うとともに、特に必要と考えられる学校に対して教員の加配措置による専任化を図り、その学校の好ましい実践事例を各学校に普及・啓発する取組を行う。

また、引き続き、「いじめ対応ハンドブック」を活用し、いじめ問題に学校が組織的かつ適切に対応できるよう、教職員の資質向上を図る。

- (3) 平成 31 年度（令和元年度）も、教育委員会事務局に、「いじめ対策推進担当」として担当課長以下 3 人の職員を配置する体制を継続するとともに、引き続き、学校のいじめ対策に係る取組への助言を行う「いじめ対策推進教諭」5 人を配置し、各学校が、いじめの問題に適切に対応できるようにする。
- (4) 小学校における生徒指導体制の充実・強化を図るため、引き続き、重点対応校には、各 1 人、週 6 時間程度、生徒指導主事を補助するための非常勤講師を配置する。
- (5) 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を定期的で開催し、構成する機関や団体の連携強化を図る。

3 相談・助言体制の整備

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努める。また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを教育委員会事務局に配置し、スクールソーシャルワーカーに対する系統的な研修や個別事案に対する助言を行い、スクールソーシャルワーカーの力量の向上に努める。

また、弁護士等への相談時間や「生徒指導支援員」の配置の拡充に努める。

4 児童生徒への支援・居場所づくり

- (1) 各学校において、「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」についてより積極的に児童生徒や保護者に周知するとともに、不登校児童生徒への支援を行っている民間施設の状態を把握しながら、民間施設と学校との連携について検討する。
- (2) 「ふれあいひろば」における支援活動や体制の充実を図る。また、「ふれあいひろば推進員」の活動時間の拡充に努める。

5 家庭・学校・地域社会が連携した取組及び関係機関との連携強化

- (1) 「ふれあい活動推進協議会」の活動がより学校や地域の実態に即したものとなるよう、活動の振り返りや意見交流等を行う「ふれあい活動推進協議会連絡会議」を開催する。
- (2) 「少年サポートセンターひろしま」や児童相談所等の関係機関と情報交換を行うとともに、対応方針などについて協議を行うことにより、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進する。

第 3 平成 31 年度（令和元年度）における管理・執行状況

1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

- (1) いじめ・不登校等の未然防止に向けては、児童生徒に対し、全小・中学校において、「子どもの人間関係づくり推進プログラム」や「いじめ・不登校等への早期支援プログラム」に基づき協同学習やスキル教育を実施した。

また、児童生徒に自らいじめの防止等について考えさせる取組として、児童会や生徒会による「楽しい学校づくり週間」等を実施したほか、「いじめ問題子どもサミット」に中学校 58 校の 116 人の生徒会役員の生徒が参加し、生徒会が主体となったいじめ防止の取組について意見交換を行った。

- (2) いじめの早期発見・早期対応に向けては、「教育相談・支援主任」を新たに各学校の校内組織に位置付け、生徒指導主事との密接な連携により、教育相談の充実を図るとともに、校内の「学校いじめ防止委員会」を中心とした組織的な対応を行った。

さらに、全ての学校に開設している「ふれあい相談窓口」で、いじめ等についての相談を受け付けた。

また、教員の指導力向上を図るため、各学校の管理職、生徒指導主事、「教育相談・支援主任」等を対象に、生徒指導協議会において、いじめ問題に関する専門家である日本女子大学教職教育開発センターの坂田仰教授を講師として招へいし、「いじめ防止対策推進法と学校・教職員の役割」について研修を行うとともに、市立中学校による実践発表を行い、各学校における取組の充実を図った。

不登校への対応では、未然防止のために、欠席が数日続いた児童生徒には、早期の家庭訪問を行い、保護者と連携して支援を行った。また、登校はできるが、教室に入ることが難しくなっている児童生徒には、各小・中学校の「ふれあいひろば」を、登校ができない児童生徒には、「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」を活用し、段階的な教室又は学校復帰や社会的自立に向けた支援を専門家と連携して行った。

また、小学校の生徒指導體制の中核を担う生徒指導主事を対象に、「生徒指導主事の役割と校内体制づくり」や「予防的生徒指導の推進」、「危機管理」等について、年間 30 時間の集中研修を実施するとともに、各学校の教育相談体制の中心となる「教育相談・支援主任」を対象に、「予防的生徒指導の推進」や「教育相談の意義」等について、年間 10 時間の集中研修を実施した。

- (3) 暴力行為が多い学校に「生徒指導アドバイザー」や「生徒指導支援員」などを派遣し、当該児童生徒やその保護者に対して相談等の支援を行い、課題の早期解決を図った。

- (4) いじめの認知件数は、前年度と比較して全体で 266 件（6.0%）増加した。（図表 6）

なお、本市における児童生徒千人当たりのいじめの認知件数（46.6 件）は、全国平均値（40.9 件：平成 30 年度）を上回っている。

【図表 6】いじめの認知件数の推移

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
小学校	363 件	789 件	1,529 件	3,325 件	3,470 件
中学校	201 件	234 件	535 件	1,089 件	1,224 件
高等学校	12 件	6 件	23 件	45 件	31 件
計	576 件	1,029 件	2,087 件	4,459 件	4,725 件

- (5) 不登校児童生徒数は、前年度と比較して全体で 490 人（34.6%）増加した。（図表 7）
 なお、本市における児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数（18.9 人）は、全国平均値（16.7 人：平成 30 年度）を上回っている。

【図表 7】不登校児童生徒数の推移

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
小学校	268 人	277 人	376 人	467 人	668 人
中学校	699 人	685 人	748 人	868 人	1,026 人
高等学校	39 人	36 人	65 人	82 人	213 人
計	1,006 人	998 人	1,189 人	1,417 人	1,907 人

※ 平成 31 年度（令和元年度）の不登校児童生徒のうち、49.5%が、平成 30 年度も不登校児童生徒として計上されている。

- (6) 暴力行為の発生件数は、前年度と比較して全体で 190 件（18.4%）増加した。（図表 8）
 なお、本市における児童生徒千人当たりの暴力行為の発生件数（12.1 件）は、全国平均値（5.5 件：平成 30 年度）を上回っている。

【図表 8】暴力行為の発生件数の推移

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
小学校	201 件	196 件	246 件	582 件	713 件
中学校	194 件	178 件	217 件	446 件	498 件
高等学校	5 件	4 件	6 件	6 件	13 件
計	400 件	378 件	469 件	1,034 件	1,224 件

2 いじめの防止等に向けた体制強化

- (1) 平成 30 年 12 月の広島市いじめ防止対策推進審議会（以下、この項目において「審議会」という。）からの答申を踏まえ、「広島市いじめ防止等のための基本方針」の改定を行い、各学校に周知するとともに、各学校においても、市の基本方針の改定を踏まえ「いじめ防止等のための基本方針」の改定を行い、ホームページ等で周知した。
- (2) 各学校の教育相談等の取組の中心的な役割を担う「教育相談・支援主任」を対象に、「予防的生徒指導の推進」や「教育相談の意義」等について、年間 10 時間の集中研修を実施した。

また、教職員の果たすべき役割が質的にも量的にも増大することを踏まえ、「いじめ防止対策及び働き方改革の推進モデル校」（小学校 2 校、中学校 2 校）を指定し、「教育相談・支援主任」を加配措置して専任化することにより、教育相談等の先進的な取組を行うとともに、その実践について、「広島市の学校におけるいじめ防止対策及び働き方改革推進フォーラム」で発表し、各学校への普及・啓発を行った。

さらに、学校がいじめ問題に組織的かつ適切に対応できるよう、全教職員が知っておくべきポイントを示した「いじめ対応ハンドブック」を校内研修等で活用し、教職員の資質向上を図った。

- (3) いじめの問題に適切に対応するための体制については、引き続き、生徒指導課に「いじめ対策推進担当」として担当課長以下 3 人の職員を配置するとともに、いじめの問題に精通した退職校長を、学校のいじめ対策に係る取組への助言等を行う「いじめ対策推進教諭」とし

て5人配置した。

- (4) 審議会からの答申を踏まえ、小・中学校における切れ目のない支援の実現に向け、個々の児童生徒に係る情報について、関係資料の保存方法や保存期間など適切な管理の在り方、進級・進学時の引継ぎの時期や方法、小学校在籍時の実態や支援状況、中学校での必要な支援などをどのような資料に基づいて引き継ぐのかなど、具体的に本市の指針を定めた。
- (5) 小学校における生徒指導体制の充実・強化を図るため、全ての小学校に生徒指導主事を位置付けるとともに、重点対応校（小学校26校）に、各1人、週6時間程度、生徒指導主事を補助するための非常勤講師を配置した。
- (6) いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を強化するため、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を定期的に開催した。

3 相談・助言体制の整備

- (1) 全ての学校に、小学校においては週4時間（27学級以上の小学校は週6時間）、中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校については週8時間（24学級以上の中学校は週12時間、広島みらい創生高等学校は週14時間）、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングや教職員に対する助言を行った（相談件数38,183件）。（図表9、10）

【図表9】スクールカウンセラーの活動時間数の推移

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
39,620時間	40,468時間	40,612時間	43,556時間	47,882時間

【図表10】スクールカウンセラーが支援を行った相談件数の推移

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
32,853件	32,500件	32,640件	35,724件	38,183件

- (2) スクールソーシャルワーカーを拠点校（小学校6校、中学校7校）に各1人、教育委員会事務局には、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー1人とスクールソーシャルワーカー1人を配置した。支援件数は、589件（527家庭）であり、このうち406件（68.9%）については、家庭の状況の改善や子どもが抱える問題の解決を図ることができた。（図表11、12）

【図表11】スクールソーシャルワーカー等の配置人数の推移

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
8人	12人	12人	14人	15人*

※ 平成31年度（令和元年度）はスクールソーシャルワーカースーパーバイザー1人を含む。

【図表12】スクールソーシャルワーカーが支援を行ったケース数の推移

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
265件	337件	400件	453件	589件

- (3) 弁護士等への相談対応のほか、「生徒指導支援員」（警察0B）を中学校12校に派遣した。この中学校12校の暴力行為の発生件数は、見守り等の強化により、全体では増加傾向にあ

る中、前年度と比べて6件減少している。

4 児童生徒への支援・居場所づくり

- (1) 「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」の案内を市ホームページに掲載し、各学校にふれあい教室を積極的に活用するよう促すとともに、学校と民間施設との連携を推進するため、「フリースクール等の民間施設と教育委員会との意見交換会」を開催した。

また、市内4か所に設置した「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」において、小学校40人、中学校132人の合計172人の児童生徒に個々の実態に応じた支援を行い、そのうち小学校18人、中学校71人の合計89人の児童生徒は、学校復帰した。（図表13）

【図表13】「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」の学校復帰率等の推移

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
通室児童生徒数	114人	126人	136人	134人	172人
学校復帰児童生徒数	67人	69人	85人	78人	89人
復帰率	58.8%	54.8%	62.5%	58.2%	51.7%

- (2) 全ての小・中学校、中等教育学校に「ふれあいひろば推進員」の活動時間として、年間560時間を措置し、「ふれあいひろば」において、小学校984人、中学校570人の合計1,554人の児童生徒に個々の実態に応じた支援を行い、そのうち小学校880人、中学校475人の合計1,355人の児童生徒について、教室復帰等の状況の改善が図られた。（図表14）

また、「生徒指導研究推進校（不登校）」（小学校4校、中学校4校）を指定し、ふれあいひろば担当教員を加配措置して専任化することにより、「ふれあいひろば」を終日開室して、その活用について実践的な研究を行い、成果を各学校に普及・啓発した。

【図表14】「ふれあいひろば」通室児童生徒の改善率等の推移

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
支援児童生徒数	1,261人	1,356人	1,304人	1,309人	1,554人
改善児童生徒数	1,158人	1,179人	1,150人	1,136人	1,355人
改善率	91.8%	86.9%	88.2%	86.8%	87.2%

5 家庭・学校・地域社会が連携した取組及び関係機関との連携強化

- (1) 中学校区を単位とした62の地域で、教職員、PTA、地域の代表者等から成る「ふれあい活動推進協議会」を設置し、あいさつ運動や地域での奉仕活動等、それぞれテーマを設定して活動した。また、「ふれあい活動推進協議会連絡会議」を開催し、各推進協議会の活動報告等を行った。
- (2) 「少年サポートセンターひろしま」と、随時、取組状況や課題等について情報共有するとともに、非行防止対策について協議した。また、児童相談所と、虐待事案の対応のほか、児童生徒及び保護者への支援の在り方や生徒指導上の課題を抱えている学校への指導・助言方法等について定期的に協議を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

- 1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組
- (1) 評価

ア いじめの認知件数は、ここ数年大幅に増加しており、対平成 29 年度比約 2.26 倍となっている。

これは、教育委員会から各学校に対し、「いじめ見逃しゼロ」を目指し積極的な認知を呼び掛けてきたことや、「ささいな兆候でも疑いを持ち、早い段階からの確に関わり、積極的にいじめを認知することが必要である。」とのいじめ対応の基本的な考え方が定着してきつつあることによるものと考えられる。また、重大事態に係る調査結果等が審議会から答申されたことも、「いじめほどの学校でもどの生徒にも起こりうる」ことや基本的な考え方の定着に影響したと考えられる。

イ 不登校児童生徒数について、本市の児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数は、全国平均値を上回っており、憂慮すべき状況である。

ウ 暴力行為の件数は平成 30 年度に比べて 190 件増加しているが、いじめの認知と同様に「ささいな事案でも、早い段階からの確に関わることが必要である。」という基本的な考え方が定着してきつつあるためだと考えられる。

(2) 課題

ア 本市におけるいじめの認知件数については、近年増加傾向が顕著であり、児童生徒千人当たりのいじめの認知件数は、全国平均値を上回っている。引き続き、審議会からの答申を踏まえ、「いじめ見逃しゼロ」を目指し、教職員のいじめに対する意識や感度を高めるとともに、個々の事案に対する学校の組織的な対応力の向上を図る必要がある。

イ 新たな不登校児童生徒を生まないよう、学校への適応感を高めるための協同学習や対人関係を円滑にするための知識等の習得に係るスキル教育の充実を図る必要がある。

また、相談機関等につながない不登校児童生徒も多くいることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携したチーム支援を行うとともに、不登校児童生徒の保護者に対し、不登校児童生徒に対する支援を行う機関や保護者の会（木の会の会）などに関する情報提供を行う必要がある。

ウ 暴力行為の発生について、本市の児童生徒千人当たりの暴力行為発生件数は、全国平均値よりも多く、暴力行為の背景にある課題を分析し、未然防止及び再発防止の取組を一層強化する必要がある。

2 いじめの防止等に向けた体制強化

(1) 評価

ア 「広島市いじめ防止等のための基本方針」、学校の「いじめ防止等のための基本方針」に、審議会からの答申の内容を反映させ、これに基づいた取組を体系的に実施できるようになった。

イ 「教育相談・支援主任」を対象に、「予防的生徒指導の推進」や「教育相談の意義」等について、年間 10 時間の集中研修を実施し、資質向上を図ることができた。

また、「いじめ防止対策及び働き方改革の推進モデル校」（小学校 2 校、中学校 2 校）を指定し、「教育相談・支援主任」を加配措置して専任化し、その先進的な実践事例を各学校に普及・啓発することができた。

さらに、学校がいじめ問題に組織的かつ適切に対応できるよう、「いじめ対応ハンドブック」を校内研修等で活用することができた。

ウ 小・中学校に引き続き配置した 5 人の「いじめ対策推進教諭」が、定期的に学校を訪問

し、学校のいじめ対策に係る取組への助言等を行うなど、学校のいじめ防止等に向けた取組の強化を図ることができた。

エ 個々の児童生徒に係る学年間・学校間の情報引継ぎについて、本市の指針として「一人ひとりの子どもを大切に育み、繋いでいくために 小・中学校9年間の切れ目のない支援を実現するためのリーフレット（vol.1、vol.2）」を作成し、学校に示すことができた。

オ 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を定期的で開催し、構成する機関や団体の連携を強化することができた。

(2) 課題

ア いじめへの初期対応が遅れたり、いじめ再発への留意や児童生徒の特性の理解が不十分であったりした一部の事案について、対応が長期化する傾向があり、「広島市いじめ防止等のための基本方針」の一層の徹底が必要である。

一方で、いじめ事案に対応していた教職員が体調を崩す事案もみられ、組織的に対応することを徹底するとともに、要因の解明及び対策の検討が必要である。

イ 「教育相談・支援主任」が、学校における教育相談等の取組の中心的な役割を担うことができるよう、引き続き、集中的かつ具体的な研修を行うなど、資質向上を図る必要がある。

また、引き続き「いじめ防止対策及び働き方改革の推進モデル校」（小学校2校、中学校2校）を指定し、「教育相談・支援主任」を加配措置して専任化することにより、その好ましい実践事例について、より多くの学校に普及・啓発する必要がある。

さらに、各学校が、「いじめ対応ハンドブック」を活用し、いじめ問題に組織的かつ適切に対応できるよう、継続的に啓発する必要がある。

ウ 引き続き、「いじめ対策推進教諭」が、定期的に担当校を訪問し、各学校の実態に応じたいじめ防止等の取組の強化を図る必要がある。

エ 小・中学校における学年間・学校間の情報引継ぎの取組状況を把握し、必要に応じて指針の見直しを行うとともに、今後の幼保小連携や中高連携の在り方について検討する必要がある。

オ 困難事案を学校だけで抱え込まないよう、引き続き、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を通じ、関係機関との連携強化を図る必要がある。

3 相談・助言体制の整備

(1) 評価

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、相談に対応したが、相談内容が多様になっていることや相談件数の増加により、1ケース当たりの対応時間が制限されてしまうなど、年々高まるニーズに十分に対応することができなかった。

弁護士等への相談時間や「生徒指導支援員」の拡充はなかったものの、組織的な生徒指導体制の構築を進めることができた。

(2) 課題

スクールカウンセラーへの相談に至るまで待たせるケースがある状況を改善するとともに、各学校における「学校いじめ防止委員会」等に参加するための時間を確保するため、スクールカウンセラーの活動時数を拡充する必要がある。

また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを配置したことにより、解決困難な

重篤化するケースの対応に関する研修や助言を行うことができるようになったが、スクールソーシャルワーカーが対応するケースは年々増加し、解決が困難な重篤化したケースも増加しているため、より一層、スクールソーシャルワーカー一人一人の資質向上を図るとともに、スクールソーシャルワーカーの配置拡充に努める必要がある。

さらに、弁護士等への相談や「生徒指導支援員」の派遣要請の増加に対応する必要がある。

4 児童生徒への支援・居場所づくり

(1) 評価

ア 「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」において、個々の児童生徒の実態に応じた支援を行うことができた。ただし、通室児童生徒数は、不登校児童生徒全体の約1割程度の利用にとどまっている。

イ 「ふれあいひろば」における個々の児童生徒の実態に応じた支援を行い、通室児童生徒の90%弱に好ましい変化が見られた。

(2) 課題

ア 「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」について、引き続き、児童生徒や保護者への周知に努めるとともに、通室する児童生徒が落ち着いて生活することができるよう、環境を整備する必要がある。また、より一層、学校とフリースクール等の民間施設の連携を推進し、不登校児童生徒への支援の充実を図る必要がある。

イ 「ふれあいひろば」については、学校や児童生徒の実態に応じて、「ふれあいひろば」の開室時間を拡充することなどにより、午後の活動を充実させ、より多くの不登校児童生徒の居場所となるよう支援体制の充実を図る必要がある。

5 家庭・学校・地域社会が連携した取組及び関係機関との連携強化

(1) 評価

ア 「ふれあい活動推進協議会」を地域に定着させ、家庭・学校・地域の交流を促す活動を実施することにより、それぞれの間の連携の強化を図るとともに、地域の実情に応じた活動内容となるよう検討することができた。

イ 「少年サポートセンターひろしま」や児童相談所等の関係機関と情報共有や協議を行うことができた。また、これらの情報を参考に効果的な施策を推進することができた。

(2) 課題

ア 「ふれあい活動推進協議会」等における取組について、より各学校や地域の実態に応じた内容となるよう努める必要がある。

イ 効果的な施策を展開するため、「少年サポートセンターひろしま」や児童相談所等との連携を、より一層強化する必要がある。

第5 課題への対応方針

学校における最重要課題の一つであり、子どもの命にも関わる取組項目として、「いじめ・不登校等対策の推進」を、令和2年度の重点取組項目とする。

1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

(1) いじめ・不登校等の未然防止に向けては、児童生徒に対し、教育活動全般を通じて、規範性を育む道徳教育や対人関係などへの適応感を高める協同学習、対人関係を円滑にするための知識や技術を習得させるスキル教育等を行う。また、児童生徒に自らいじめの防止等に

について考えさせる取組を、児童・生徒会活動の中で実施する。

- (2) いじめの早期発見・早期対応に向けては、引き続き、教育相談・支援主任と生徒指導主事との密接な連携により、教育相談の充実を図るとともに、校内の「学校いじめ防止委員会」を中心とした組織的な対応を行う。

さらに、全ての学校に開設している「ふれあい相談窓口」で、いじめ等についての相談を受け付ける。

また、教員の指導力向上を図るため、いじめ問題に対する組織的対応の中心となる管理職、生徒指導主事及び教育相談・支援主任を対象に、いじめ問題に関する専門の講師を招へいした研修を行う。

不登校の対応では、未然防止のために、欠席が数日続いた児童生徒には、早期の家庭訪問を行い、保護者と連携して支援を行う。また、登校はできるが、教室に入ることが難しくなっている児童生徒には、各小・中学校の「ふれあいひろば」を、登校ができない児童生徒には、「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」を活用し、段階的な教室又は学校復帰や社会的自立に向けた支援を専門家と連携して行うとともに、担任等が家庭訪問を行う際に、児童生徒の実態に応じて、積極的にフリースクール等を紹介するなどの支援を行う。

そのほかにも、小学校の生徒指導体制の中核を担う生徒指導主事を対象に、「生徒指導主事の役割と校内体制づくり」や「不登校や引きこもりの理解と対応・支援」、「スクールコンプライアンス」等について、年間 20 時間の集中研修を実施するとともに、各学校の教育相談体制の中心となる教育相談・支援主任を対象に、「教育相談の進め方」や「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携」等について、年間 15 時間の集中研修を行う。

- (3) 暴力行為を繰り返す児童生徒の背景は様々であり、スクールカウンセラーや警察等の機関が連携して取り組んでいくことが必要であることから、引き続き、暴力行為が多発している学校に対しては、「生徒指導アドバイザー」や「生徒指導支援員」などを積極的に派遣し、当該児童生徒やその保護者に対して相談等の支援を行い、課題の早期解決を図る。

2 いじめの防止等に向けた体制強化

- (1) 各学校において改定後の「いじめ防止等のための基本方針」に基づき、より実効性の高い取組ができるよう指導・助言を行う。

「いじめ防止対策及び働き方改革の推進モデル校」での取組等を通じて、教職員の業務の質的・量的増大の内容を明らかにし、必要な対策を検討する。

- (2) 各学校の教育相談等の取組の中心的な役割を担う教育相談・支援主任を対象とする研修のより一層の充実を図るとともに、教育相談・支援主任を加配措置することにより専任化した「いじめ防止対策及び働き方改革の推進モデル校」における好ましい実践事例を、全ての学校に普及・啓発する取組を行う。

また、引き続き、「いじめ対応ハンドブック」を活用し、いじめ問題に迅速な初期対応を行ったり、児童生徒の特性を理解し、その情報を教職員間で共有した上で、きめ細かい対応を行ったりするなど、いじめ問題に学校が組織的かつ適切に対応できるよう、教職員の資質向上を図る。

- (3) 令和 2 年度も、教育委員会事務局に、「いじめ対策推進担当」として担当課長以下 3 人の職員を配置する体制を継続するとともに、学校のいじめ対策に係る取組への助言を行う「い

じめ対策推進教諭」を増員配置し、各学校が、いじめの問題に適切に対応できるようにするとともに、学校にとってより実効的な支援となるよう体制の充実に努める。

- (4) 小・中学校における学年間・学校間の情報引継ぎの取組状況を把握し、必要に応じて指針の見直しを行うとともに、小学校入学時における幼稚園・保育園等から小学校への情報引継ぎや、中学校卒業時における中学校から高等学校への情報引継ぎについて、具体的な方法を検討し、それにより実施する。
- (5) 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を定期的で開催し、構成する機関や団体の連携強化を図るとともに、具体的な連携の在り方等を簡潔に整理して学校へ周知する。

3 相談・助言体制の整備

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努める。また、引き続き、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを教育委員会事務局に配置し、スクールソーシャルワーカーに対する系統的な研修や個別事案に対する助言を行い、スクールソーシャルワーカーの力量の向上に努める。

また、弁護士等への相談時間や「生徒指導支援員」の配置の拡充に努める。

4 児童生徒への支援・居場所づくり

- (1) 各学校において、「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」についてより積極的に児童生徒や保護者に周知するとともに、継続して「フリースクール等の民間施設と教育委員会との意見交換会」を開催し、学校と民間施設との連携を推進する。
- (2) 「ふれあいひろば」における活動や体制の充実に努めるため、「不登校支援実践指定校」にふれあいひろば担当教員を加配措置し、「ふれあいひろば」を終日開室するなど、「ふれあいひろば」での支援の充実に努め、その成果について、各学校に普及・啓発する。

5 家庭・学校・地域社会が連携した取組及び関係機関との連携強化

- (1) 「ふれあい活動推進協議会」の活動がより学校や地域の実態に即したものとなるよう、活動の振り返りや意見交流等を行う「ふれあい活動推進協議会連絡会議」を開催する。
- (2) 「少年サポートセンターひろしま」や児童相談所等の関係機関と情報交換を行うとともに、対応方針などについて協議を行うことにより、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進する。

1 学校教育に関する事務
 (2) 学校における働き方改革に関すること



ア 学校における働き方改革

第1 事務の目的・概要

学校における働き方改革では、学校においてこれまで教職員が担ってきた役割の見直しと業務の効率化を図り、メリハリのある働き方を進めることで教職員の心身の健康を保持し、児童生徒に向き合う時間を十分に確保することにより、児童生徒に対する総合的な指導を持続的に行うことのできる学校教育体制を構築することを目指している。

平成30年12月には、「広島市の学校における働き方改革推進プラン」（以下、この項目において「プラン」という。）を策定し、三つの達成目標を掲げて、取組を進めている。（図表15）

【図表15】「広島市の学校における働き方改革推進プラン」に掲げる達成目標

区分	プランの指標	目標値
目標1	全教職員の年間月平均の勤務時間外の在校時間	45時間以下
目標2	連続した3か月平均で勤務時間外の在校時間が80時間超の教職員の割合	0%
目標3	年次有給休暇の平均取得日数	16日以上

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 プランに掲げる取組項目の推進

取組項目に係る評価指標を設定し、中学校への部活動指導員の配置、小・中学校への留守番電話の設置など、実施可能なものから順次取り組むとともに、それぞれの取組項目についてPDCAサイクルの下、効果検証を行いながら、実効性のある取組を進める。

2 モデル校における効果的な取組の推進

「いじめ防止対策及び働き方改革の推進モデル校」（小学校2校、中学校2校。以下、この項目において「モデル校」という。）に1人ずつ配置した働き方改革推進リーダーが中心となって、先導的な取組を実施するとともに、ワーキンググループ会議を開催し、その効果検証等を行う。また、実践成果の発表会を開催し、他校への普及啓発を図る。

3 国のガイドラインを踏まえた勤務時間管理の徹底

国の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた本市の方針等を策定し、学校に周知を図る。また、教員の「在校等時間」を的確に把握するため、入退校管理システムの改修を行う。

4 保護者・地域との協働による推進

学校における働き方改革の意義や目的などについて、リーフレットの配布や講演会を開催することなどにより保護者・地域に周知を図る。

第3 平成31年度（令和元年度）における管理・執行状況

1 プランに掲げる取組項目の推進

プランに掲げた26の取組項目については、評価指標等を設定し、プランの目標の達成に向け、それぞれ取組を進めた。プランの達成目標に対する実績は以下のとおりであった。（図表

16)

【図表 16】教職員の勤務時間外の在校時間等の推移

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
全教職員の年間月平均の勤務時間外の在校時間	38.7 時間	34.2 時間
連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校時間が 80 時間超の教職員の割合	9.0%	3.5%
年次有給休暇の平均取得日数	12.2 日	12.8 日

(参考) プランに掲げる 26 の取組項目

①登下校に関する対応の見直し、②園内清掃等の実施方法の見直し、③授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用、④スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用、⑤スクールロイヤーの活用、⑥就職指導に係る外部人材の活用、⑦学校行事等の見直し、⑧放課後児童クラブの運営体制の見直し、⑨学校事務職員の役割の明確化・学校運営への参画強化、⑩学校納入金の徴収・管理の標準化・効率化、⑪調査・報告等の縮減、⑫学校を通じたイベント案内等の配布物の見直し、⑬研修・会議・説明会等の適正化、⑭ICT環境の整備・活用の推進、⑮業務の効率化に向けた学校における職場環境改善の促進、⑯教育委員会の体制等の見直し、⑰定時退校日の実施、⑱留守番電話の設置、⑲部活動休養日の拡大等、⑳部活動対応の見直し(部活動指導員の配置)、㉑学校閉庁日の実施、㉒学校評価等における働き方改革関連目標の設定、㉓人事評価における働き方改革関連目標の設定、㉔働き方改革に係る管理職マネジメント研修の充実、㉕経験年数等に応じた働き方改革に係る研修の充実、㉖保護者・地域等と協働した働き方改革の推進

2 モデル校における効果的な取組の推進

モデル校ワーキンググループ会議での効果検証等も踏まえ、令和2年2月に「広島市の学校におけるいじめ防止対策及び働き方改革推進フォーラム」(以下、この項目において「フォーラム」という。)を開催し、モデル校における効果的な取組の他校への普及・啓発を図った。

各モデル校において、働き方改革推進リーダーを中心に、各校の独自性を生かした取組を行った結果、プランの達成目標に対する実績は以下のとおりであった。(図表 17)

【図表 17】いじめ防止対策及び働き方改革の推進モデル校における教職員の勤務時間外の在校時間等

区 分	平成 31 年度 (令和元年度)			
	白島小学校	戸坂城山小学校	安佐中学校	五日市中学校
全教職員の年間月平均の勤務時間外の在校時間	34.0 時間	23.5 時間	46.5 時間	50.2 時間
連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校時間が 80 時間超の教職員の割合	0%	0%	20.0%	20.3%
年次有給休暇の平均取得日数	12.9 日	15.0 日	12.3 日	12.9 日

3 国のガイドラインを踏まえた勤務時間管理の徹底

令和元年6月から、教職員の勤務時間等をより正確に把握するため、在校等時間管理システムの運用を開始した。

また、令和2年3月には、「広島市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育委員

会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針」（以下、この項目において「方針」という。）を策定し、各学校に周知した。

4 保護者・地域との協働による推進

平成31年4月に、保護者や地域に向けて、学校における働き方改革の推進についての理解と協力を依頼する文書や教員の勤務実態や働き方改革の主な取組を掲載したリーフレットを配布した。

令和2年3月には、広報紙「ひろしま市民と市政」により、保護者や地域等と連携した学校における働き方改革の推進について周知を図った。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) プランに掲げる取組項目の推進

プランに掲げた26項目でPDCAサイクルに基づいた取組を行った結果、達成目標のうち、「全教職員の年間月平均の勤務時間外の在校時間」については、全ての校種で目標を達成することができた。一方、「連続した3か月平均で勤務時間外の在校時間が80時間超の教職員の割合」については、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校で、「年次有給休暇の平均取得日数」については、全ての校種で、それぞれ目標を達成することができなかった。

(2) モデル校における効果的な取組の推進

フォーラムにおけるモデル校の取組内容の発表に関して、アンケート調査を実施したところ、91.4%の参加者が、働き方改革について理解を深めたり取組を進めたりする上で参考になったと回答しており、モデル校における効果的な取組を他校へ普及・啓発することができた。

達成目標について、小学校2校では、「全教職員の年間月平均の勤務時間外の在校時間」及び「連続した3か月平均で勤務時間外の在校時間が80時間超の教職員の割合」は達成することができたが、「年次有給休暇の平均取得日数」は達成することができなかった。中学校2校では、全ての目標を達成することができなかった。

(3) 国のガイドラインを踏まえた勤務時間管理の徹底

在校等時間管理システムにより、入校・退校時刻のみならず、教職員が校外で行う業務を含む在校等時間を把握することができるようになった。

また、国のガイドラインを踏まえた本市の方針を策定し、各学校に周知することができた。

(4) 保護者・地域との協働による推進

各学校に対して行ったアンケート調査においては、79.9%の学校が、働き方改革の必要性について自校の保護者・地域の理解が深まったと感じていると回答しており、保護者・地域との協働に向けた意識の醸成が進んだ。

2 課題

(1) プランに掲げる取組項目の推進

達成できなかった目標のうち、「連続した3か月平均で勤務時間外の在校時間が80時間超の教職員の割合」については、中学校が8.3%、高等学校が6.6%と他の校種と比べて高く、また、「年次有給休暇の平均取得日数」については、幼稚園が7.2日と他の校種と比べ

て低くなっており、これらを含めた目標の達成に向けて取り組んでいく必要がある。

(2) モデル校における効果的な取組の推進

中学校2校で達成できなかった目標のうち、「全教職員の年間月平均の勤務時間外の在校時間」及び「連続した3か月平均で勤務時間外の在校時間が80時間超の教職員の割合」については、全中学校の平均実績（40.3時間、8.3%）と比べて高くなっており、これらを含めて、全てのモデル校での目標達成に向けて先導的な取組を進め、その成果を他校に普及・啓発していく必要がある。

(3) 国のガイドラインを踏まえた勤務時間管理の徹底

在校等時間管理システムを適切に運用するとともに、方針に示す超過業務時間の上限時間を遵守する必要がある。

(4) 保護者・地域との協働による推進

教職員が担ってきた役割の見直しや業務の効率化を進めていくに当たっては、引き続き、保護者・地域の理解と協力を得ていく必要がある。

第5 課題への対応方針

教員が子どもとしっかり向き合い、個に応じたきめ細かな指導を行うための取組項目として、「学校における働き方改革」を、令和2年度の重点取組項目とする。

1 プランに掲げる取組項目の推進

プランの達成できなかった目標について、校種や職位ごとに要因の分析を行い、効果的な取組について検討する。

2 モデル校における効果的な取組の推進

各モデル校の働き方改革推進リーダーが中心となり、達成できなかった目標について課題を分析し、それを踏まえ、先導的な取組を実施する。また、効果的な取組について実践成果の発表会を開催し、他校への普及・啓発を図る。

3 国のガイドラインを踏まえた勤務時間管理の徹底

在校等時間管理システムの適切な運用について、引き続き、校長会等を通じて徹底を図るとともに、超過業務時間の上限時間の遵守について、各学校の状況を把握・分析し、適切な助言・指導を行う。

4 保護者・地域との協働による推進

学校における働き方改革の取組状況等について、リーフレットの配布などにより、保護者・地域に周知を図る。

2 青少年の育成に関する事務

(1) 青少年の健全育成等に関すること

重

ア 放課後等の子どもの居場所の確保

第1 事務の目的・概要

子どもが放課後等に安全に安心して活動し、過ごせる居場所を確保するとともに児童の健全育成を図ることを目的に、次の取組を行う。

特に、放課後児童クラブ事業については、児童福祉法の改正に伴い、平成27年度から受入対象児童が小学校6年生まで拡大されるなどの大幅な制度改正が行われ、利用者数が急増していることから、計画的なクラス増設等による量的拡大について重点的な取組を行う。

1 児童館の整備

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにすることを目的に、小学校区ごとに児童館を整備する。なお、児童館には、遊戯室や図書室などのほか、放課後児童クラブ事業のための専用室を設ける。

2 放課後児童クラブ事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、児童館のある学区では児童館内等で、児童館のない学区では小学校の余裕教室やプレハブ施設等を利用して、放課後児童クラブ事業を実施する。

3 放課後プレイスクール事業等

児童館未整備学区において、放課後等の小学校施設等を活用して、地域の大人の見守りにより安全・安心な遊び場を確保し、遊びを通じた体験活動や異年齢間の交流促進など、児童の健全育成を図ることを目的に、放課後プレイスクール事業を実施する。

また、放課後等において、小学校の余裕教室等を活用して、地域との連携・協働による学習支援や様々な体験・交流活動など、児童の健全育成を図ることを目的に、放課後子供教室を実施する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 児童館の整備

児童館未整備学区の早期解消に向け、余裕教室の活用や建築仕様の見直しなどにより経費縮減を図りながら、整備を推進する。

2 放課後児童クラブ事業

計画的なクラス増設等による量的拡大を図る。クラス増設に際しては、まず、余裕教室を活用することを最優先で検討し、余裕教室の活用が困難な場合には、学区ごとの状況に応じ、早期増設に向けて学校内へのプレハブの設置や公共施設の利用、民間事業者への補助など、様々な手法を検討する。

加えて、指導員の確保のため、採用試験の実施に際して積極的な広報に努めるとともに、指導員の質の向上のため、現在実施している研修について、内容の充実に努める。

また、更なるサービス向上については、平成30年11月に実施した保護者アンケートの結果を踏まえ、検討を行う。

3 放課後プレイスクール事業等

実施学区数を増やすため、放課後プレイスクール事業の周知に努め、児童館未整備学区における新たな事業の担い手の掘り起こしに努める。

また、放課後等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域との連携・協働により学習支援や様々な体験・交流活動を行う放課後子供教室を、基町小学校区で新たに実施する。

第3 平成31年度（令和元年度）における管理・執行状況

1 児童館の整備

4月に安児童館、6月にみどり坂児童館を開館した。また、令和2年度の本原児童館の開館に向けて建設工事を行ったほか、令和3年度の飯室児童館の開館に向けて実施設計等を行った。（図表18）

加えて、木造の竹屋児童館について、耐震補強が困難であることから、建替えに向けて実施設計等を行った。

また、児童館の整備スケジュールを前倒しするため、余裕教室活用の可否について、小学校長等に聞き取りを行った。

2 放課後児童クラブ事業

5月1日現在で、12学区において利用希望者が受入定員を上回り、85人の待機児童が生じた。待機児童の解消と広島市児童福祉施設設備基準等条例の本則適用に向けて、令和2年度も増加が見込まれる利用希望者の受入れに対応するため18クラスを増設したほか、民間放課後児童クラブへの補助により13クラスを増設した。（図表18）

なお、待機児童については、市が運営する放課後児童クラブで特例として定員を超えて受け入れたほか、児童館の利用を促すことなどにより放課後等の安全・安心な居場所を確保した。

また、長期休業中の朝の開設時間の延長については、一定の利用者負担の下で、引き続き実施した。

更なるサービス向上については、平成30年11月に実施した保護者アンケートの結果を踏まえ、関係業者や指導員と協議を行いながら、検討を進めた。

3 放課後プレイスクール事業等

放課後プレイスクールについては、6学区（井原、志屋、久地、筒瀬、湯来東及び湯来西）において、60人の登録指導員を配置し、110人の登録児童の放課後や週末、長期休業日の安全・安心な遊び場を確保した。（図表18）

なお、筒瀬小学校区については、平成31年度（令和元年度）から新たに本事業を開始し、久地小学校区については、学校の統合に伴い、年度末をもって本事業を廃止した。

また、放課後子供教室については、平成31年度（令和元年度）から基町小学校区において開始し、小学校の余裕教室等を活用して、週1回程度、希望児童を対象に学習支援や様々な体験・交流活動を行った。

【図表 18】放課後等の子どもの居場所の確保に係る実施状況の推移

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
児童館の開館数 (年度末現在)	111 館	112 館	114 館	115 館	117 館
放課後児童クラブ 事業の開設クラス数 (翌年度初日現在)	238 クラス (民間 24 クラス含む)	257 クラス (民間 29 クラス含む)	292 クラス (民間 40 クラス含む)	307 クラス (民間 49 クラス含む)	338 クラス (民間 62 クラス含む)
放課後プレースクール 事業の実施学区数 (年度末現在)	11 学区	8 学区	7 学区	6 学区	6 学区

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 児童館の整備

原児童館の建設工事及び飯室児童館の実施設計等について、予定どおり完了することができた。また、竹屋児童館の建替えに向けた実施設計等を行った。

(2) 放課後児童クラブ事業

待機児童の解消を図るとともに、令和 2 年度に向け、利用見込み数を上回る受入定員を予定どおり確保することができた。

また、長期休業中の朝の開設時間の延長について、利用者の一定の負担の下、引き続き実施し、利用者も拡大した。

(3) 放課後プレースクール事業等

放課後プレースクール実施学区において、予定どおり児童の放課後や週末、長期休業日の安全・安心な遊び場を確保することができた。

また、放課後子供教室について、予定どおり地域との連携・協働により学習支援や様々な体験・交流活動を提供することができた。

2 課題

(1) 児童館の整備

児童館の整備は進んだものの、現在の 3 年に 4 館のペースでは、整備完了までに長期間を要することが課題である。

(2) 放課後児童クラブ事業

予定どおり令和 2 年度に向けて受入定員を確保することはできたものの、今後も利用者が増加する見込みであることから、引き続き量的拡大を図る必要があり、そのための増設場所の確保のほか、指導員の確保及びその質の向上等が課題である。

また、厳しい財政状況の中、多岐にわたる保護者のニーズに応え、満足度が更に高まるようなサービス向上策を実施しつつ、放課後児童クラブを将来にわたって安定的に運営していくことが課題である。

(3) 放課後プレースクール事業等

放課後プレースクール事業については、児童館未整備学区 21 学区のうち、実施している学区は 6 学区にとどまっている。この要因として、地域等に事業の制度や運営方法が十分に知られていないことが考えられることから、制度等の周知を図りつつ、新たな事業の担い手を掘り起こすことが課題である。

また、放課後子供教室については、基町小学校区での成果を踏まえ、他学区にも取組を拡大していくことが課題である。

第5 課題への対応方針

1 児童館の整備

児童館未整備学区の早期解消に向け、余裕教室の活用や建築仕様の見直しなどにより経費縮減を図りながら、整備ペースの向上に努める。

2 放課後児童クラブ事業

計画的なクラス増設等による量的拡大を図る。クラス増設に際しては、まず、余裕教室を活用することを最優先で検討し、余裕教室の活用が困難な場合には、学区ごとの状況に応じ、早期増設に向けて学校内へのプレハブの設置や公共施設の利用、民間事業者への補助など、様々な手法を検討する。

加えて、指導員の確保のため、採用試験の実施に際して積極的な広報に努めるとともに、指導員の質の向上のため、現在実施している研修について、内容の充実に努める。

また、多岐にわたる保護者のニーズに応え、満足度が更に高まるようなサービス向上策を実施しつつ、放課後児童クラブを将来にわたって安定的に運営していくため、令和5年度当初から受益者負担を導入することを目指す。なお、受益者負担の導入に当たっては、経済的理由で利用困難とならないよう配慮する。

3 放課後プレイスクール事業等

放課後プレイスクール事業については、実施学区数を増やすため、本市ホームページ等を活用して、制度や運営方法の周知に努め、児童館未整備学区における新たな事業の担い手の掘り起こしに努める。

また、放課後子供教室については、基町小学校区での取組を検証し、他学区への拡大等今後の進め方について検討を行う。

Ⅲ 学識経験者の意見

1 概要

令和3年2月16日(火)、次の教育に関し学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

(学識経験者)

- ・ 滝沢 潤 広島大学大学院 人間社会科学研究科 准教授

2 聴取した意見

聴取した意見については、各項目に反映させたもののほか、次のものがあつた。

(1) 総括的な意見

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策への対応を優先し、点検・評価の対象を重点取組項目に限定したことは、本市の教育行政の優先課題に注力しつつ、非常時における対応を優先した柔軟な行政運営として評価できる。
- ・ 政令指定都市が持つ広範な教育行政権限に基づき、全体として総合的・体系的、効果的な教育行政の実施に取り組んでいると評価できる。
- ・ 「第4 管理・執行状況に関する評価及び課題」において、「結果」を数値などで示した上での「評価」の記述や、「評価」と「課題」の関連付けが定着していると評価できる。
「評価」と「課題」を関連付け、「第5 課題への対応方針」を明確にし、その着実な実施を組織的に意識することにより、行政資源の再配置を通じた効果的な事務執行が可能になるとともに、このようなプロセスを通じて教育行政事務の効率化、適正化を図ることにより、事務負担の軽減と専門性の発揮が促進され、職員の効力感を伴う職務の遂行が期待できることから、一層の改善が望まれる。
- ・ 「評価」の客観的な根拠(エビデンス)に関しては、集計機能の活用により効率的な事業評価が可能となり、学校、保護者、市民とのコミュニケーションの活性化にも資することから、ウェブアンケートの積極的な活用が望まれる。
- ・ 各事業の「第5 課題への対応方針」において、事業の改善を図ることができた取組、方法については、他の事業の改善に生かせるよう、教育委員会内で共有を図り、ノウハウを蓄積し、人材育成(専門性向上)につなげていくことが望まれる。
- ・ 教育に関し学識経験を有する者からの指摘を踏まえた記述内容の改善が定着している。

(2) 重点取組項目に関する意見

- ・ 「学力の向上」における「全国学力・学習状況調査の正答率30%未満の児童生徒の割合」は、本市の教育行政の重要取組項目(学力向上・学力保障)を評価する上で重要な評価指標と考えられる。

本市では、中学校の数学において、正答率30%未満の児童生徒の割合が全国平均をやや上回る傾向が続いており、その原因の分析と対応が重要であると考えられる。また、正答率30%未満の児童生徒の割合を減少させるためには、どのような取組・事業が効果的なのかを、教育委員会の事業全体の中で関連付け、総合的な対応を行っていくことが望まれる。

- ・ 上記以外の重点取組項目についても、広島市教育委員会の専門性を生かした評価指標・基準を開発・設定し、教育行政資源（人的、財政的）が制約される中において（行政）事務の効果的な実施・評価が望まれる。

(参考) 1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会議の開催状況

広島市教育委員会の会議（教育委員会議）は、毎月1回の定例会のほか、必要がある場合には臨時会を開催し、教育委員会の決裁を要する案件（議案）について審議を行うとともに、重要事項について事務局から報告等を受けている。

平成31年度（令和元年度）の教育委員会議の開催状況は、次のとおりである。（図表19）

【図表19】教育委員会議の開催状況

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
1	平成31年 4月24日	人 5	人 6	1 「10 オフ運動」の平成30年度取組結果及び平成31年度取組概要について（報告） 2 広島市いじめ防止等のための基本方針の改定について（議案第18号） 3 教職員の人事について（議案第19号）
2	令和元年 5月29日	4	2	1 令和2年度使用広島市立義務教育諸学校用教科用図書採択の基本方針について（議案第1号） 2 令和2年度使用広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）及び広島みらい創生高等学校用教科用図書採択の基本方針について（議案第2号） 3 広島市教科用図書採択審議会への諮問について（議案第3号） 4 広島市教科用図書採択審議会委員の委嘱及び任命について（議案第4号） 5 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 市長等の給与の特例に関する条例の制定議案に対する意見の申出について（議案第5号） (2) 広島市立学校条例の一部改正議案に対する意見の申出について（議案第6号） (3) 令和元年度6月補正予算議案に対する意見の申出について（議案第7号）
3	6月10日	4	0	1 広島市立学校児童生徒数等（令和元年5月1日現在）について（報告） 2 広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について（議案第8号） 3 令和2年度広島市立高等学校及び広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針について (1) 令和2年度広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）入学者選抜の基本方針（議案第9号） (2) 令和2年度広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針（議案第10号） (3) 令和2年度広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針（議案第11号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				4 令和2年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考の基本方針について（議案第12号） 5 広島市教育委員会指定管理者指定審議会委員の任命について（議案第13号）
4	7月22日	4	0	1 青少年交流事業の開催について（報告） 2 学校給食に関するアンケート調査結果（概要）について（報告） 3 令和2年度広島市立幼稚園の募集定員について（報告） 4 広島市立幼稚園園則の一部改正について（議案第14号）
5	8月27日	5	0	1 令和2年度広島市立高等学校の入学定員について（報告） 2 訴訟について（報告） 3 平成31年度広島市教育委員会事務点検・評価報告書について（議案第15号）
6	8月28日	3	21	1 令和2年度から使用する広島市立小学校用教科用図書の採択について（議案第16号）
7	8月29日	3	9	1 令和2年度に使用する広島市立中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の採択について（議案第17号） 2 令和2年度に使用する広島市立中等教育学校（前期課程）用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の採択について（議案第18号） 3 令和2年度使用広島市立広島特別支援学校及び広島市立小・中学校（特別支援学級）用教科用図書採択について（議案第19号） 4 令和2年度使用広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）用教科用図書採択について（議案第20号）
8	9月6日	5	1	1 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 令和元年度9月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第1号） (2) 財産の取得議案に対する意見の申出について（代決報告第2号） 2 市長の権限に属する事務の一部の補助執行について（議案第21号） 3 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第22号） 4 広島市立久地小学校の廃止について（議案第23号） 5 広島市立学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について（議案第24号） 6 広島市社会教育委員の委嘱について（議案第25号） 7 教職員の人事について（議案第26号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
9	10月2日	5	1	1 青少年交流事業の開催結果について（報告） 2 令和2年度中学校入学における隣接校・行政区域内校選択制の受入数について（報告）
10	11月13日	5	4	1 広島市立学校通学区域審議会の答申について（報告） 2 「青少年からのメッセージ」の募集結果について（報告） 3 平成31年度全国学力・学習状況調査の結果について（報告） 4 平成30年度における不登校・いじめ・暴力行為の状況について（報告） 5 教職員の人事について (1) 教職員の人事について（議案第27号） (2) 教職員の人事について（議案第28号） 6 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 広島市立学校条例の一部改正議案に対する意見の申出について（議案第29号） (2) 公の施設の指定管理者の指定議案に対する意見の申出について（議案第30号） (3) 令和元年度12月補正予算議案に対する意見の申出について（議案第31号）
11	12月20日	4	1	1 教育振興基本計画の改定について（報告） 2 令和2年広島市成人祭の開催について（報告） 3 広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について（議案第32号）
12	令和2年 1月29日	4	1	1 令和2年広島市成人祭の開催結果について（報告） 2 ひろしま型カリキュラムの今後の進め方について（報告） 3 広島市安佐南区民文化センター及び広島市立安佐南区図書館の命名権取得者及び呼称の決定について（報告） 4 広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について（議案第1号） 5 訴訟について（報告） 6 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 令和元年度2月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第1号） (2) 令和2年度当初予算議案に対する意見の申出について（代決報告第2号） (3) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定める議案に対する意見の申出について（代決報告第3号） 7 教職員の人事について（議案第2号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
13	2月4日	5	4	1 公立高等学校入学者選抜制度の改善の取組について（報告） 2 成年年齢引下げ後の成人祭の実施について（議案第3号） 3 教職員の人事について（議案第4号）
14	3月4日	5	16	1 国からの学校の臨時休業要請に関する対応について（報告） 2 平成31年度「広島市児童生徒の体力・運動能力調査」の結果について（報告） 3 市長の権限に属する事務の一部の補助執行について（代決報告第4号） 4 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（代決報告第5号） 5 教職員の人事について (1) 教職員の人事について（議案第5号） (2) 教職員の人事について（議案第6号）
15	3月19日	3	0	1 事務局職員等の人事について（議案第7号）
16	3月30日	5	2	1 令和2年度広島市立学校教職員人事異動の概要について（報告） 2 教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について（報告） 3 広島市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について（議案第8号） 4 広島市教育委員会規則の一部改正について (1) 広島市教育委員会事務決裁規則の一部改正について（議案第9号） (2) 広島市教育委員会会議規則の一部改正について（議案第10号） (3) 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第11号） (4) 広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について（議案第12号） (5) 広島市国際青年会館条例施行規則の一部改正について（議案第13号） 5 広島市指定天然記念物の指定解除について（議案第14号） 6 広島市文化財審議会委員の委嘱について（議案第15号）
開催回数 16回		計（延べ） 69人	計（延べ） 68人	議案：49件、代決報告：7件、報告：24件、 審議事項 合計 80件

（注）「代決報告」…… 緊急やむを得ないものとして教育長が行った代決案件についての報告。

(2) その他の主な活動

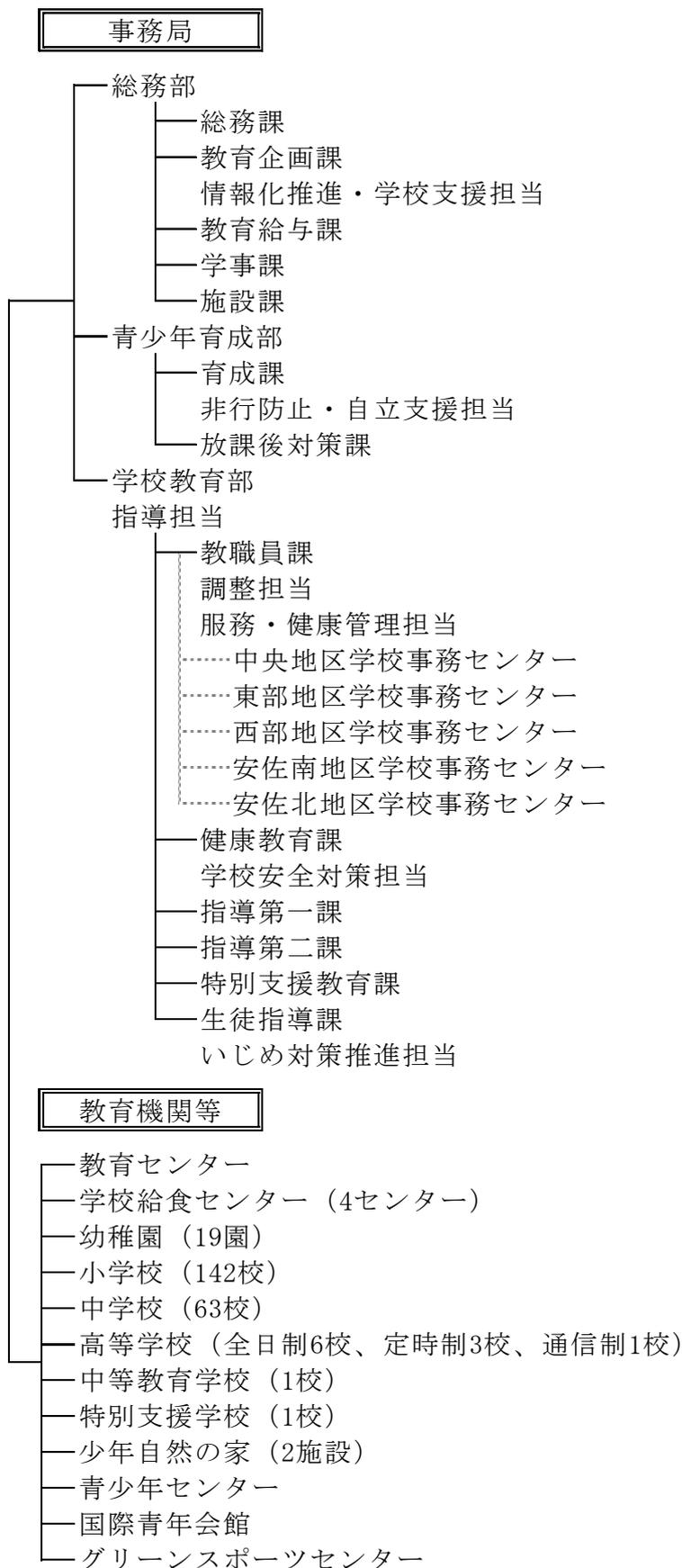
教育委員会の委員は、教育委員会議に出席するほか、適宜、各種会議に出席するとともに学校訪問等を行っている。その主なものは、次のとおりである。(図表 20)

【図表 20】教育委員会の委員の主な活動状況（教育委員会議を除く。）

時 期	区 分	概 要
平成 31 年 4 月	入園式・入学式への出席	幼稚園 1 園の入園式、小学校 1 校、中学校 2 校及び高等学校 2 校の入学式にそれぞれ出席した。(延べ 7 人)
令和元年 5 月	市議会文教委員会初会合への出席	市議会文教委員会初会合に出席した。(5 人)
6 月	第 1 回指定都市教育委員会協議会への出席	全国の政令指定都市の教育長・教育委員による第 1 回会議（札幌市で開催）に委員が出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。(1 人)
	広島県女性教育委員グループ第 1 回研修会への参加	県内の女性教育委員による研修会に参加し、意見交換を行った。(2 人)
9 月	学校訪問	高取北中学校を訪問し、まちぐるみ「教育の ^ま 絆」プロジェクト事業実施校における放課後の学習支援（「絆」学習会）等を視察した。(5 人)
10 月	広島県市町教育委員会教育委員研修会への参加	県内の教育委員が参加する研修会に参加し、意見交換を行った。(5 人)
	学校給食調理施設訪問	五日市地区学校給食センターを訪問し、保護者向け説明会の取組等を視察した。(4 人)
	都道府県・指定都市教育委員会研究協議会への参加	都道府県及び指定都市教育委員会の教育委員のための研究協議会に参加し、意見交換を行った。(1 人)
11 月	学校訪問	春日野小学校を訪問し、「第 34 回中国五県造形教育研究大会（広島大会）」及び「第 58 回広島県造形教育研究大会（広島大会）」における全校造形タイム及び図画工作科の公開授業等を視察した。(5 人)
	第 1 回広島市総合教育会議	市長と教育委員会が、今後の特別支援教育の在り方について協議を行った。(5 人)
	学校訪問	己斐上中学校を訪問し、インクルーシブ教育システム構築実践指定校における授業等を視察した。(5 人)
令和 2 年 1 月	令和 2 年広島市成人祭への出席	成人祭に出席した。(3 人)
	学校訪問	幟町中学校を訪問し、日本語学習教室の授業等を視察した。(4 人)
	第 2 回指定都市教育委員会協議会への出席	全国の政令指定都市の教育長・教育委員による第 2 回会議（東京都で開催）に委員が出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。(1 人)

(参考) 2 教育委員会事務局・教育機関等

【図表 21】教育委員会事務局・教育機関等組織図 (平成 31 年 4 月 1 日現在)



(参考) 3 広島市立学校の児童生徒数等

【図表 22】広島市立学校の幼児児童生徒数及び学校数（令和元年 5 月 1 日現在）

校種		幼児児童生徒数	学校数
幼稚園		839 人	19 園
小学校		65,817 人	142 校
中学校		27,927 人	63 校
高等学校	全日制	5,214 人	6 校
	定時制	625 人	3 校
	通信制	516 人	1 校
	小計	6,355 人	10 校
中等教育学校		699 人	1 校
特別支援学校	小学部	161 人	1 校
	中学部	116 人	
	高等部	283 人	
	小計	560 人	
計		102,197 人	236 園・校

※ 高等学校の学校数は、広島みらい創生高等学校を定時制及び通信制に、広島工業高等学校を全日制及び定時制に、それぞれ計上している。

(参考) 4 図表一覧

【図表】	ページ
1 全国学力・学習状況調査における各教科の平均正答率の推移	4
2 全国学力・学習状況調査における正答率 30%未満の児童生徒の割合の推移	5
3 被爆体験を聴く会等の実施状況（「こどもたちの平和学習推進事業」利用延べ数）	9
4 こどもピースサミット「平和の歌声・意見発表会」作文応募者数及び参加者数	10
5 平和メッセージ応募校数及び応募点数（中学校及び広島中等教育学校）	10
6 いじめの認知件数の推移	14
7 不登校児童生徒数の推移	15
8 暴力行為の発生件数の推移	15
9 スクールカウンセラーの活動時間数の推移	16
10 スクールカウンセラーが支援を行った相談件数の推移	16
11 スクールソーシャルワーカー等の配置人数の推移	16
12 スクールソーシャルワーカーが支援を行ったケース数の推移	16
13 「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」の学校復帰率等の推移	17
14 「ふれあいひろば」通室児童生徒の改善率等の推移	17
15 「広島市の学校における働き方改革推進プラン」に掲げる達成目標	23
16 教職員の勤務時間外の在校時間等の推移	24
17 いじめ防止対策及び働き方改革の推進モデル校における教職員の勤務時間外の在校時間等	24
18 放課後等の子どもの居場所の確保に係る実施状況の推移	29
19 教育委員会議の開催状況	33
20 教育委員会の委員の主な活動状況（教育委員会議を除く。）	37
21 教育委員会事務局・教育機関等組織図	38
22 広島市立学校の幼児児童生徒数及び学校数	39

登 録 番 号	広 X 1 - 2 0 2 0 - 4 3 7
名 称	広島市教育委員会事務局点検・評価報告書
主 管 課 所 在 地	広島市教育委員会事務局総務部総務課 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 (〒730-8586) TEL : 5 0 4 - 2 4 6 3
発 行 年 月	令和3年3月